

Homepage へ : <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/index.htm>

このファイル : <http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/d141.pdf>

D141
医師会に存在する
鑑定委員会及び調停所
案内書

ドイツ語

**Gutachterkommissionen
und Schlichtungsstellen
bei den Ärztekammern
Ein Wegweiser**

英語

**Expert Commissions and
Arbitration Boards at the
Chambers of Physicians
A Guide**

訳者解説

この小冊子は、ドイツ連邦医師会が 2008 年 2 月に発表したもので、医師会に設置されている裁判外紛争処理機関（鑑定委員会または調停所）の理念、手続、成果、統計及び申請のアドレスを紹介している。

この小冊子は下記のサイトにドイツ語と英語で発表されている。

http://www.bundesaerztekammer.de/downloads/Gutachter_und_Schlichtungsstellen.pdf
http://www.bundesaerztekammer.de/downloads/Gutachter_englisch.pdf

これらの機関は 1975 年から 1978 年にかけて州医師会に設置され、30 年の実績を積み重ねているが、鑑定を基礎にした中立の立場で医療過誤の判定を行っているので、一般からの信頼は厚い。

州によって名称が鑑定委員会であったり調停所であったりするが、それについてはこの案内書のなかで述べられている。ドイツの裁判外紛争処理は当事者間の平和的解決を達成するもので、過誤を受けた患者の救済に役立ち、裁判件数を低くさせている。また医療事故の予防への活用も進めている。

現在日本で進められている裁判外紛争処理とは異なった方向を示しているので、直接参考になることは少ないかもしれないが、このような制度を確立し、さらに前進させることができる医療レベルと倫理の質の高さには学ぶべきものがある。

ドイツの裁判外紛争処理に関する資料:

ドイツ裁判外紛争処理の統計：(1)連邦全体の統計分析(2006)

<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/t601/t614.pdf>

ドイツ裁判外紛争処理の統計：(2)N州における医療過誤件数と医療過誤が認められた件数を病院・診療所・診療科別に示したもの

<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/t601/t615.pdf>

畔柳達雄：現代型不法行為事件と裁判外紛争処理機構—ドイツにおける「医療過誤鑑定委員会・調停所」管見—。判例タイムス、No. 865：38-69、1995.

畔柳達雄：ドイツにおける「医療事故鑑定委員会・調停所」管見（続報）。法の支配、No. 111：1-57、1998.

畔柳達雄：医療事故被害者救済のための制度。畔柳達雄・児玉安司・樋口範雄編、医療の法律相談。有斐閣、2008、187頁。

我妻学：ドイツにおける医療紛争と裁判外紛争処理手続。東京都立大学法学会雑誌 45：49-97、2004.

我妻学：近時の医療紛争の諸問題—裁判による解決と裁判外の紛争処理—。いのちとくらし研究所報第21号：15-20、2007.

岡嶋道夫：ドイツにおける裁判外紛争処理とそれに関連する事項、

<http://www.hi-ho.ne.jp/okajimamic/m426.htm>

2008年7月4日

岡嶋道夫（訳者）

奥付

www.bundesaerztekammer.de

発行者

印刷とレイアウト

ドイツ連邦医師会

da vinci design GmbH, Berlin

医師会の鑑定委員会及び調停所常置委員会

www.davinci.de

Bundesärztekammer

写真

Ständige Konferenz der G

fotolia

utachterkommissionen und

2008年2月現在

Schlichtungsstellen bei der

Ärztekammern

作成

Pressestelle der deutschen Ärzteschaft

Herbert-Lewin-Platz 1 · 10623 Berlin

Tel. (030) 40 04 56-700 · Fax -707

presse@baek.de —

内容目次

序文
 手続
 紛争調停の基本
 統計
 用語解説
 鑑定委員会及び調停所

序文

▲ 医師医療過誤一どの過誤も無用である。

ドイツでは毎日何万という患者が診療所または病院で治療を受けている。病院領域での処置数は毎年 1,840 万件を超える（2004 年）；さらに開業医の診療所では数億の患者医師間接触がある。このような背景にしては医療過誤の数は比較的僅少である：Robert Koch 研究所は、証明された医療過誤は年に 12,000 件以下としている。とは言っても、これらの過誤はいずれも無用なものである。患者を助けるのは、戒告を行って統計にすることではなく、患者の損害賠償の権利を達成することにある。医師職能団体の側では、過誤を系統的に見直して過誤防止対策を立案することに努めている。これに加えて、患者組織、例えば患者安全行動連盟との幅広い共同作業も活動している。

▲ 調停は裁判に勝る

過誤的な処置ではなかったかと疑念を持つ患者は、二重のジレンマと向き合っている。一つは、診療してくれる医師の行為への信頼を損なうことであり、もう一つは医療過

誤非難を立証可能にするためには医学的知識技術について指導を受けるということである。そのような状況においては、専門知識の支援を得るために相談できる機関を知ることができる助けになる。健康が損なわれた患者は中立の専門家の助言を必要とする。一方、医療過誤非難にさらされた医師の方は、疑わしい損害が損害賠償を根拠づける過誤になるかどうかの問題を、できるかぎり客観的に明らかにされることに関心を持つ。1975 年以後に（州）医師会に導入された医師損害賠償紛争に対する鑑定委員会及び調停所は、医療過誤非難の場合に、そのような中立の専門家鑑定と裁判外紛争処理を提供している。

「カラスは仲間の目をつつくことはしない（同業者は仲間同士でかばい合う）」—この慣用句にみるように、鑑定委員会及び調停所の中立は時として問題にされることがある。その背後に潜むものは、助言者や組織が自分たちの利害関係を考えるのではないかということ、あるいは調停の場所が州医師会の中に置かれているので医療過誤非難の判断において客観性が失われるかもしれないという危惧にある。このような疑念は、手続及び鑑定委員会・調停所のメンバーならびに鑑定人の選定に関して無知であることに由来することが多い。

この小冊子は、鑑定委員会及び調停所で実際に行われている裁判外紛争処理の過程に対する偏見をなくすことに役立たせようとするものである。

手 続

鑑定委員会は、裁判官職の資格を有する 1 名の委員（委員長）及び通常 2 名の医師委員、そのうちの少なくとも 1 名は該当する医師と同じ専門医として従事している、による構成によって決定（判定）を行う。鑑定委員会は、患者がそれによって健康被害を受けたか（または受けることになるか）という、医師が非難されるような医療過誤が確認されるかどうかの問題に対して、書面による鑑定を作成する。**調停所**の委員は、委員長としての 1 名の医師及び裁判官職の資格を有する 1 名の法律家、ならびに医師委員若干名によって構成される。調停所は事実を解明し、鑑定に基づいて書面により紛争を取り除くための提案をする。調停所はその見解の中で、民法の損害賠償請求権及び責任問題を根拠にして判断するが、一方鑑定委員会では医師の行為自体を鑑定する。両者の手続に共通なことは、患者に対して無料であり、すべての当事者がその実施に同意していなければならないことである。そのようなわけで、この自由意志による手続は、必要な承諾をすべての関係者から得て実施されることになる。

紛 争 調 停 の 原 則

鑑定委員会及び調停所の業務は、失敗に終わった治療後に、自由意志によってなされる裁判外紛争調停の枠内において重要な貢献をしている。患者は、その医療過誤非難が根拠あるかどうかを、効率的かつ無料の手続によって審査させることができる。鑑定

委員会及び調停所の業務は、医師患者関係の平和に貢献するだけでなく、裁判による争いを回避するのに役立っている。事件の約 90 パーセントにおいて、鑑定委員会及び調停所の決定（**Entscheidung**）は両方の当事者に受け入れられ、医師賠償責任紛争は調停されている。このような調停機関による鑑定の後で訴訟を起した場合、委員会の鑑定の大多数が（裁判所で）支持されている。

手続が受諾されることが多いのは、とくに以下の原則が承認されているからで、これは鑑定委員会及び調停所のすべての手続規定に共通している：

▲ 中立性

鑑定委員会及び調停所の医学及び法学の専門家は、高度の専門的能力を有することが証明されている。かれらはその業務において中立であり、誰からも指示を受けない。医師の委員には、さらに職業規則 **Berufsordnung** が適用されるが、それには医師の鑑定書及び証明書の発行に当たっては必然的な慎重さをもって行い、最高の学識によって医師の信念を表明することが義務づけられている（職業規則 [雛形]25 条）。

【訳者注：医師職業規則 [雛形]第 25 条 医師の鑑定書と証明書（鑑定書にはわが国で使われる意見書も含まれる）の条文は以下の通りである：

医師としての鑑定書及び証明書を提出する場合、医師は必要な慎重さをもって行い、また誠心誠意をもって医師として信ずるところを述べなければなら

ない。医師が提出を義務づけられ、または提出することを承諾した鑑定書と証明書は、適切な期間内に提出されなければならない。共働者（職業教育を受けている者を指す）及び卒後研修医師に関する証明書は、原則として申請提出後3ヵ月以内に、不合格の時は即刻、発行されなければならない。】

▲ 透明性

公表は、業務報告及び年次統計、ならびに雑誌による報告及び場合によっては記者会見によって伝えられている。

▲ 対審的手続方法

患者が自分の立場を述べる機会は、手続の進行中は保証されている。すべての手続関係者は手続記録を閲覧する権利を有する。かれらは手続のどの時点においても意見を述べるのが可能であり、また鑑定委託の設定前に意見を述べる機会を有する。さらに、いくつかの機関の手続規定では、関係者と口頭で事情を討議することを規定している。

▲ 効率

鑑定委員会及び調停所における手続は無料である。委員は手続をできる限り速やかに完了するように努力している。手続の期間は、鑑定人がその意見をどれだけ速やかに提出するかにかかっている。

▲ 合法性

鑑定委員会及び調停所の決定は、確定と勧告の形になる。患者または医師は、この決定に同意できないときは通常の裁判所に訴えることができる。この場合、鑑定委員会及び調停所の裁判外紛争処理業務を受けていても受け付けてもらえる。

▲ 自由裁量／代理の可能性

患者及び医師は、手続を開始するか、または開始に同意するかに関してだけ決めればよい。申請者及び被申請者は弁護士に代理させることができる。

統計

医師責任が推測される全ケースの少なくとも4分の1が、鑑定委員会及び調停所によって責任があると認められている。1979年以来これらのデータは収集され、連邦全体の統計調査に含まれている。この統計では、今までは主張された権利請求と決定の数についてのみ情報提供をしてきたが、権利請求の内容についての具体的な申請については述べてこなかった。そこで2003年に、鑑定委員会及び調停所の常置委員会は、データを将来連邦統一のパラメータにより電子統計表として収録することを決定した。2006年より、データは Medical Error Reporting Systems (MERS) の電子処理によって統一的に編集され、連邦統計に組み入れられた。その統計は、どのような診断や治療方法の場合に医療過誤が推測され、どのような専門科に起るかということをお教え

てくれることになった。この新しい統計の目的は、生涯研修と質保証に利用するために、過誤の頻度を識別し、過誤の原因を分析することにある。

用語解説

医療過誤 **Behandlungsfehler**

【訳者注：ここでは医療過誤と訳した】

医療過誤は次のような診断あるいは医学的侵襲の場合に起る、

- ▲ それは医学的に適応していなかった、
- ▲ または、医学的知識及び医療実務の認識からみると、その時その時の状況に応じて必要とされる慎重さが事実上顧みられなかった、

あるいはこの基準に照らすと医学的に提供されるべき侵襲が不履行であった。

医療被害（“医原性被害”）

Behandlungsschaden („iatrogener Schaden“)

疾患に内在する合併症によるものではなくて、回避可能な医療過誤に由来するもの、あるいは処置に内在する回避不能といわれる作用に由来するもの、の何れかである健康被害の総てに対する上位概念である。個々のケースにおいて、これらの被害の種類を区別することは極めて難しい。

例：放射線による組織障害；医師の診断過誤、看護過誤または不十分な衛生。

過誤の文化 **Fehlerkultur**

過誤への対応が変化したことについて記述すると、罪を着せるという表面的、反動的な文化（**Culture of Blame** 非難の文化）から、システム分析的、開発的な安全文化（**Safety Culture**）及び過誤への偏見のない対応へ。

過誤申告システム **Fehlermeldesystem**

保健医療で給付を行う医師またはその他の者によって観察または実行された重大な過誤は、組織化されたデータ登録システムへ届け出る。給付提供者へのアンケート調査及び組織化された聴聞も含めて、そのような届出システムは、保健医療における給付提供者が研究及び質改善のプロジェクトに参加する機会を提供している。

出典：Elke Holzer et al. (Hg.), *Patientensicherheit – Leitfaden für den Umgang mit Risiken im Gesundheitswesen*, Wien 2005

医師会の鑑定委員会及び調停所

鑑定委員会はバーデン＝ヴュルテンベルク、ノルトライン、ザールラント及びヴェストファーレン＝リッペの医師会に設置されている。バイエルン及びザクセンの州医師会には鑑定所が存在する。ヘッセン州医師会には鑑定及び調停所が設立されている。北ドイツ医師会の医師責任義務問題に対する調停所においては、ベルリン、ブランデンブルク、ブレーメン、ハンブルク、メックレンブルク＝フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ザクセン＝アンハルト、シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン及びチューリ

ンゲンの諸医師会が作業共同体を締結している。さらに、医師の処置の鑑定のための調停委員会がラインラントープファルツ州医師会に存在する。これらの委員会の委員は医師及び法律家である。ただラインラントープファルツだけは医療職法によっていわゆる第三者である患者を参加させている。

バーデン＝ヴュルテンベルク州医師会の鑑定委員会(複数)は下記のような地方医師会に存在する

- ▶ ノルトヴュルテンベルク地方医師会の鑑定委員会
アドレス、Tel (省略)
- ▶ ノルトバーデン地方医師会の鑑定委員会
アドレス、Tel (省略)
- ▶ ジュートバーデン地方医師会の鑑定委員会
アドレス、Tel (省略)
- ▶ ジュートヴュルテンベルク地方医師会の鑑定委員会
アドレス、Tel (省略)

バイエルン州医師会の医師責任問題に対する鑑定所

アドレス、Tel (省略)

ヘッセン州医師会の鑑定－調停所

アドレス、Tel (省略)

ノルトライン医師会の医師医療過誤に対する鑑定委員会

アドレス、Tel (省略)

ラインラントープファルツ州医師会の医師

処置の鑑定のための調停委員会

アドレス、Tel (省略)

ザールラント医師会の医師責任義務問題に対する鑑定委員会

アドレス、Tel (省略)

ザクセン州医師会の医師責任問題に対する鑑定所

アドレス、Tel (省略)

ヴェストファーレン＝リッペ医師会の医師責任問題に対する鑑定委員会

アドレス、Tel (省略)

北ドイツ医師会(複数)の医師責任問題に対する調停所

アドレス、Tel (省略)

この中には以下の医師会が含まれる：

- ▶ ベルリン医師会
- ▶ ブランデンブルク医師会
- ▶ ブレーメン医師会
- ▶ ハンブルク医師会
- ▶ メックレンブルク＝フォアポンメルン医師会
- ▶ ニーダーザクセン医師会
- ▶ ザクセン＝アンハルト医師会
- ▶ シュレスヴィッヒ＝ホルシュタイン医師会
- ▶ チューリンゲン医師会

これ以外の情報は：

www.bundesaerztekammer.de

(“Patienten”のページを見ること)

手続過程

